

幕別町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例						改 正 条 例					
○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号)						○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号)					
第1条～第7条 略						第1条～第7条 略					
別表 (第2条関係)						別表 (第2条関係)					
番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要	番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要
		名称	金額	徴収時期				名称	金額	徴収時期	
1 ～ 50 の 2	略				略						
51	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)第53条第1項	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ及びロ 略 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	認定申請のとき	略	51	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)第53条第1項	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ及びロ 略 ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	認定申請のとき	略

現 行 条 例					改 正 条 例					
	の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下この項から56の項までにおいて「判定機関審査」という。)を受けた場合にあっては、14,500円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 357,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円) (2) 略				の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下この項から56の項までにおいて「判定機関審査」という。)を受けた場合にあっては、14,500円) (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 357,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円) (2) 略		
52	略				52	略				
53	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項	建築物エネルギー消費性能適合性判定手	略	交付申請のとき	53	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項	建築物エネルギー消費性能適合性判定手	略	交付申請のとき	

現 行 条 例					改 正 条 例				
	の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	数料							
54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	略	認定申請のとき	略			認定申請のとき	略
55	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定に	建築物エネルギー消費性能向上計画変更	略	変更認定申請のとき	略			変更認定申請のとき	略
	項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	数料							
54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	略						
55	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定に	建築物エネルギー消費性能向上計画変更	略						

現 行 条 例					改 正 条 例						
	基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	認定申請手数料									
56	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) <u>当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ)及び(ロ) 略 (2) <u>(1)に掲げる場合以外の場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	認定申請のとき	略	56	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) <u>(2)に掲げる場合以外の場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ)及び(ロ) 略 (2) <u>当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に	認定申請のとき	略

現 行 条 例				改 正 条 例			
		<p>(イ)及び(ロ) 略</p> <p>ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) <u>当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の住戸部分の床面積の合計（ただし、基準省令第5条第3項第1号の住宅については、建築物の床面積の合計。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ)及び(ロ) 略</p> <p>(2) <u>(1)に掲げる場合以外の場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の住戸部分の床面積の合計（ただし、基準省令第5条第3項第1号の住宅については、建築物の床面積の合計。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>			<p>定める金額</p> <p>(イ)及び(ロ) 略</p> <p>ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) <u>(2)に掲げる場合以外の場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の住戸部分の床面積の合計（ただし、基準省令第5条第3項第1号の住宅については、建築物の床面積の合計。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ)及び(ロ) 略</p> <p>(2) <u>当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の住戸部分の床面積の合計（ただし、基準省令第5条第3項第1号の住宅については、建築物の床面積の合計。）</p>		

現 行 条 例					改 正 条 例					
			(イ)及び(ロ) 略 ハ 略				の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ)及び(ロ) 略 ハ 略			
57	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更が軽微な変更であること等を証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更が軽微な変更であること等を証する書面の交付	略	交付申請のとき		57	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更が軽微な変更であること等を証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更が軽微な変更であること等を証する書面の交付	略	交付申請のとき
58	略					58	略			
備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく法令を含む。）若しくは政令又は条例（これに基づく規則を含む。）若しくは規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。					備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく法令を含む。）若しくは政令又は条例（これに基づく規則を含む。）若しくは規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。					